

平成 27 年 7 月 15 日

各 位

上場会社名 株式会社 ウィズ  
代 表 者 代表取締役社長 横井昭裕  
(コード番号 7835)  
問合せ先責任者 経営企画部長 大関浩一  
電 話 番 号 03-3534-3180

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 8 月 21 日開催予定の当社第 29 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において定款に定めることにより、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結できることになりました。つきましては、これらの取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 26 条第 2 項及び定款第 34 条第 2 項の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 26 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 26 条 (条文省略) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする。	(取締役の責任免除) 第 26 条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする。
(監査役 of 責任免除) 第 34 条 (条文省略) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする。	(監査役 of 責任免除) 第 34 条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする。

#### 3. 定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 8 月 21 日

以上